

5. 藤沢市総合計画策定庁内体制

【ふじさわ総合計画2020 基本計画見直しに関わる庁内体制について】

1 目的

2000年6月に策定された「ふじさわ総合計画2020」は、その策定時には想定していなかった税収の減少、国の三位一体改革による国と地方の財政構造の変化、工場の移転による産業の空洞化、行政の各分野での法制度の変革等により、総合計画の基本計画を見直す必要がある。

見直しに当たっては、現行の部・課中心の組織運営を基本とする中で、他の部・課との綿密な調整を図り、継続性、緊急性、優先度、効果等を十分に検討討議し、見直し結果を踏まえ、2006年からの後期実施計画を策定する必要がある。

そこで、庁内に総合計画策定責任者会議、総合計画策定主任者会議、総合計画策定作業部会を置き、庁内体制を確立し、全庁的な視野に立って適切かつ効率的な諸施策の展開を図ることとする。

2 組織

総合計画策定責任者は各部長とし、総合計画策定主任者は各調整課長とする。

総合計画策定作業部会員は策定主任者が部内より指名する。

3 職務

- (1) 総合計画策定責任者は、総合計画の基本計画見直しに関し、部内の調整及び決定をする。
- (2) 総合計画策定主任者は、総合計画の見直しに関し、部内の取りまとめをする。
- (3) 総合計画作業部会員は、総合計画の見直しに関し、総合計画策定主任者の補助をする。また、基本計画見直しに関わる具体的作業を行い、経営企画課との調整作業をする。

